

## Q. 土地の境界問題の解消方法は

## A. 適正な地籍調査が有効



筒井俊秋 議員

**Q** 現在、町では多くの土地売買が行われている。

建物を建てる場合も測量登記が行われる。最近、特に土地境界関係の争い、もめごとなどよく耳にする。個人が隣の境界を決定する場合や、分筆登記するとき、土地確定を土地家屋調査士に依頼するが、多額の費用が必要となる。道路・水路の境界立会いは、町も県公共嘱託土地家屋調査士協会に委託し、双方に多額の費用が発生する。

特に旧集落地区の土地については、不規則な形状の土地が多くあり、境界確定が難しく時間もかかる。時には不調となることがあると聞いている。

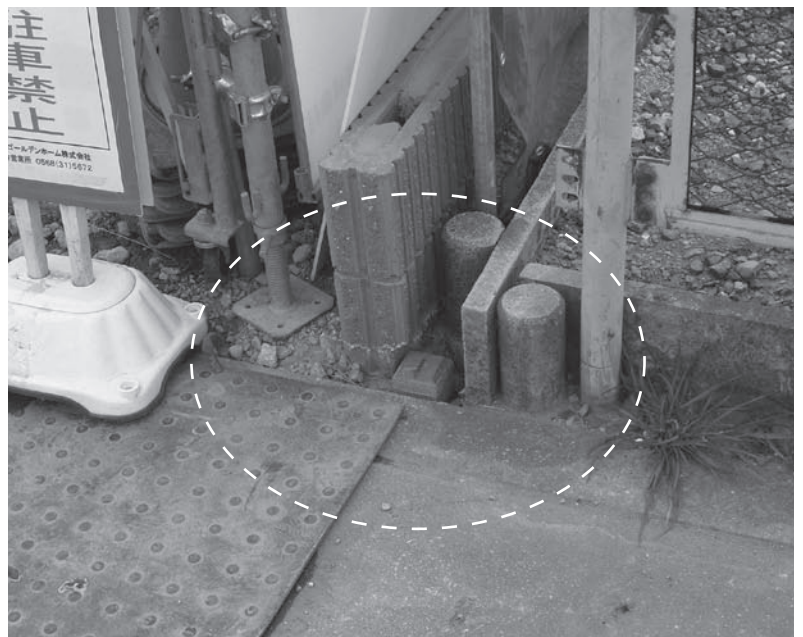
測量費が、個人・町双方が負担軽減できる方策はないものか。  
平成23年度に地籍調査のための基本調査計画を作成するが、どのような計画か。

**A** 土地の境界確定には、多くの時間と費用を要する。最悪の場合、隣接地の権利者トラブルの原因となることもある。

トラブルを未然に防止し、適正に公共用地や個人の財産を管理するには、地籍調査により、正確な登記簿、地籍図を作成することが最も有効である。

地籍調査の実施主体は基本的には市町村である。したがって、基本的な経費は公費で賄われる。

地籍調査の実施主体は基本的には市町村である。したがって、基本的な経費は公費で賄われる。



23年度から地籍基礎調査を開始

る。一方、地権者の役割は、土地境界を確定することである。

地籍調査とは官民が協力して正確な土地の情報をつくりあげる作業である。同時に地権者にとって

けた全体計画と位置付けられるものである。

内容は、地域の選定、実施期間、費用総額、役割分担の明確化、実施フ

同時に地権者にとって大きな負担軽減の方策といえる。

地籍調査の基本計画については、その実施に向けた

内容が、地域の選定、実施期間、費用総額、役割分担の明確化、実施フ

地籍調査の基本的な経費は公費で賄われる。

地籍調査の基本的な経費は公費で賄われる。

地籍調査の基本的な経費は公費で賄われる。